



最新の賃貸経営お役立ち情報

# USAGI通信

No.583 2012年5月24日

## 消防用設備点検はお済ですか？

### 点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物	点検報告期間
寄宿舍、下宿、共同住宅 (非特定防火対象物)	3年に1回
料理店、飲食店、マーケット その他物品販売業を営む店舗 (特定防火対象物)	1年に1回

消防用設備点検は学生ハウジングにご相談ください。

専門業者点検完了後、弊社より消防設備等点検報告書を所轄消防署長または、  
消防長に提出いたします。



例えば

古くなった消火器は  
爆発する恐れがあります

古い消火器破裂  
放置の元管理人に  
罰金50万円

大阪市東成区  
(2011.12.11) 等々

非常誘導灯が共用灯と  
併用の場合  
バッテリーは  
大丈夫でしょうか

バッテリーが  
寿命です

長期にわたる劣化は  
内部発火の恐れあり



問い合わせ先:学生ハウジング TEL:075-417-0022

USAGI通信はメールでの送信も可能です！！学生ハウジングホームページ 家主様へ → 家主様相談窓口 の入力フォームにて  
ご相談内容のボックスに「USAGI通信希望」とご入力の上、送信ください。